

業務仕様書

1 件名

札幌市保養センター駒岡パークゴルフ場芝生補修等業務

2 業務場所

札幌市保養センター駒岡（札幌市南区真駒内 600 番地 20）

3 履行期間

契約締結日から令和 5 年 7 月 14 日（金）まで

※作業日程については契約後に札幌市保養センター駒岡と調整するものとする。

4 業務内容

芝生損傷箇所について、損傷部の既設の芝を除去し、張芝を行う。補修範囲については、別添「作業箇所図」を参照すること。

ただし、芝除去及び張芝箇所は、現地状況を確認のうえ決定すること。

(1) 芝生除去

- ・損傷部の既設芝をソドカッター等により剥ぎ取り除去する。

(2) 赤土敷均し

- ・既設芝の除去後、張芝に適した整地を行ったうえで張芝を行う。
- ・水はけの悪い箇所（2 番ホール及び 3 番ホール周辺等）には、盛土を行う。
- ・芝生の害虫を抑制するため、殺虫剤を散布するなどの対策を行う。

(3) 張芝

- ・新設する芝は購入すること。種子配合はケンタッキーブルーグラス 80%以上とし、雑草の混入が少なく、根がらみ良好で、かつ、根土が多くついたものであること。
- ・張芝後、養生のため張芝箇所にロープスティック及びロープ等を設置し立入を制限すること。その際、ロープに張芝保護のため立ち入らないようお願いする旨掲示を行うこと。

(4) 灌水

- ・張芝当日、灌水を行うこと。

(5) 残土等処分・運搬

5 提出物

(1) 業務着手前

業務計画書（工程表）

(2) 業務完了後

ア 業務報告書（作業前・作業中・作業後の状況写真等を添付）

イ 完了届

6 その他

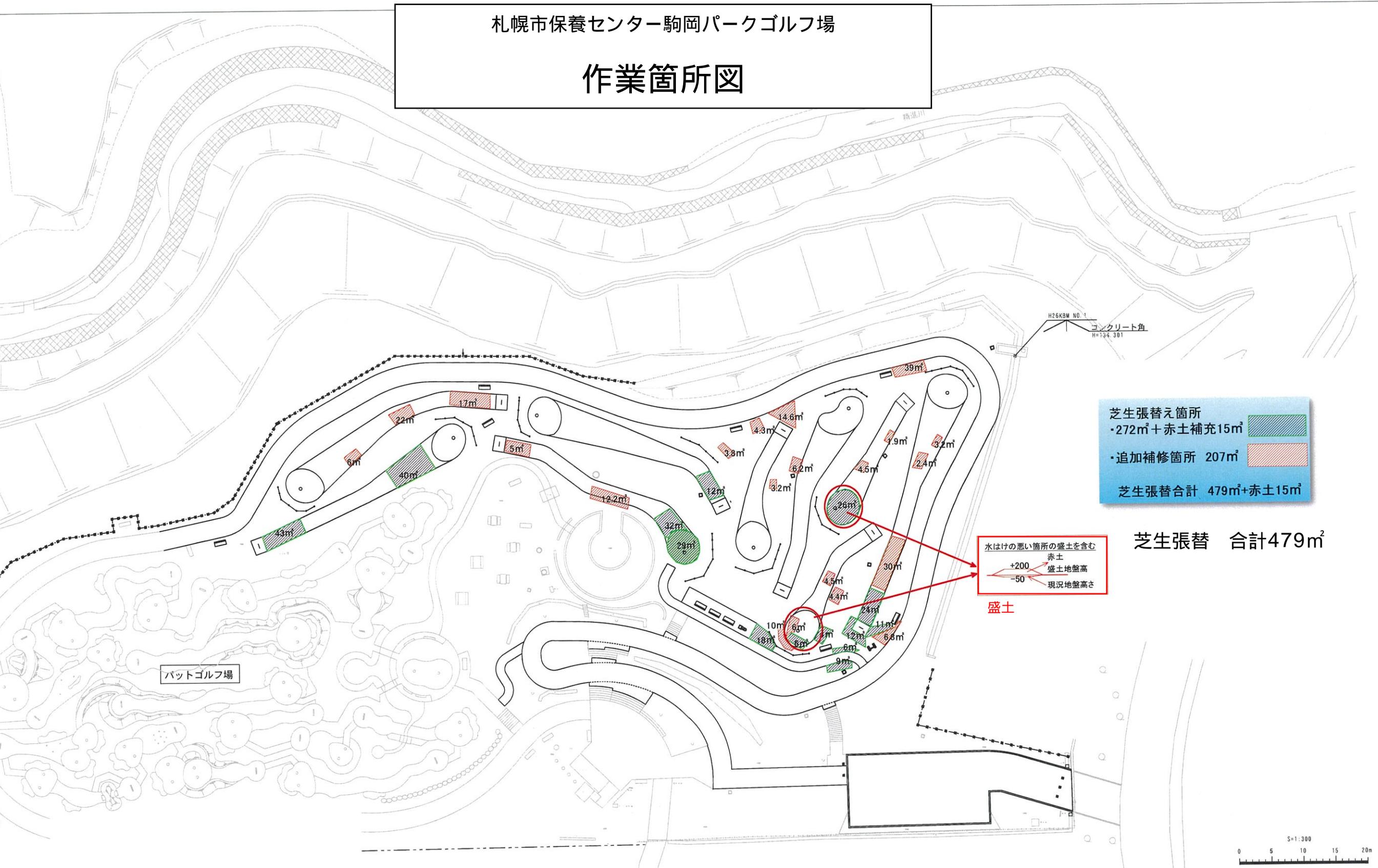
- (1) 業務の実施に当たっては、関係法令等を遵守すること。
- (2) 業務の実施に当たっては、利用者の利便性や安全性を十分考慮すること。
- (3) 業務の遂行を指揮監督するため、業務責任者等を定めること。
- (4) 未使用機器等の電源切断の励行による節電、再生紙の積極利用など、環境に配慮した資源の利用に留意すること。
- (5) 施設構内外での重機等の運搬及び運転には、十分に配慮をし、場合によっては誘導員の配置をするなど安全性を確保すること。
- (6) 当該業務で発生する残土等の処理・運搬は適正に行うこと。
- (7) その他、業務の実施に関して疑義が生じた場合は、担当職員と打合せの上遺漏のないよう遂行すること。

7 問い合わせ先

札幌市保健福祉局高齢保健福祉部高齢福祉課 担当：甲斐、高橋 電話 211-2976

札幌市保養センター駒岡パークゴルフ場

作業箇所図



芝生張替え箇所
・272㎡+赤土補充15㎡
・追加補修箇所 207㎡
芝生張替合計 479㎡+赤土15㎡

水はけの悪い箇所の盛土を含む
+200 赤土
盛土地盤高
-50 現況地盤高さ
盛土

芝生張替 合計479㎡

パットゴルフ場

H26KBM NO.1
コンクリート角
H=134.301

